後期高齢者医療からのお知らせ

●令和６年度から後期高齢者医療制度が見直されます

◆後期高齢者医療制度の保険料率が改定されます

	令和４年度・令和５年度	令和６年度・令和７年度
所得割率	8.29%	9.49%（※１）
均等割額	42,500円	47,000円

▶年間保険料の計算方法（限度額80万円（※２））

年間保険料 ＝「所得割額：（前年の総所得金額等－基礎控除額43万円）× 9.49%（※１）」
＋「均等割額：47,000円」（100円未満切り捨て）

※１　令和５年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない方に対して課する令和６年度の所得割率は、8.80%となります。

◆賦課限度額が引き上げられます

中間所得者層の負担軽減を図るため、賦課限度額が引き上げられます。

	令和４年度・令和５年度	令和６年度・令和７年度
賦課限度額	66万円	80万円（※２）

※２　令和６年度の賦課限度額について、次に該当する方は73万円となります。
- 昭和24年３月31日以前に生まれた方
- 令和７年３月31日以前に高齢者の医療の確保に関する法律第50条第２号の認定（障害認定）を受け、被保険者の資格を有している方（昭和24年４月１日から昭和25年３月31日までに生まれた方で、75歳に達した後に当該認定を受けた広域連合の区域内に住所を有しなくなった方を除く）

◆均等割額の軽減対象が拡大されます

均等割額の５割軽減及び２割軽減について、所得の低い方の負担軽減を図るため、軽減判定所得基準額が引き上げられ、軽減対象者が拡大されます。

均等割額の軽減判定所得基準額（世帯主及び世帯の全ての被保険者の総所得金額等の合計）

区　分	令和５年度	令和６年度
５割軽減	43万円＋(給与所得者の数－１)×10万円 ＋**29万円**×被保険者数	43万円＋(給与所得者の数－１)×10万円 ＋**29万5千円**×被保険者数
２割軽減	43万円＋(給与所得者の数－１)×10万円 ＋**53万5千円**×被保険者数	43万円＋(給与所得者の数－１)×10万円 ＋**54万5千円**×被保険者数

●８月１日から被保険者証が「緑色」に更新されます

▶新しい被保険者証は、７月末までにご自宅へ郵送します。

▶有効期限は、2025年７月31日までです。

▶有効期限の切れた保険証は、各自で破棄してください。

◆被保険者証は、黄色の封筒でお送りします。

誤って捨ててしまわないよう、ご注意ください。

【問】税務住民課　☎0547(56)2222

国民健康保険からのお知らせ

●令和６年度 国民健康保険　税率表

区　分		令和５年度	令和６年度	増　減
医療保険分	所得割	5.76%	5.76%	増減なし
	均等割	21,000円	21,000円	
	平等割	18,000円	18,000円	
	賦課限度額	650,000円	650,000円	
後期高齢者支援分	所得割	2.64%	2.64%	増減なし
	均等割	9,900円	9,900円	
	平等割	7,600円	7,600円	
	賦課限度額	220,000円	240,000円	＋ 20,000円
介護保険分（40～64歳）	所得割	2.75%	2.75%	増減なし
	均等割	16,500円	16,500円	
	賦課限度額	170,000円	170,000円	

◆保険税の納付について

- 令和６年度の保険税は、７月から納付していただきます（翌年３月までの９か月間）。
- 皆さんの医療費に充てられる大切な財源ですので、必ず期限内に納めてください。
- 口座振替への切り替え手続きは、町内の金融機関または役場窓口でお願いします。

◆８月１日から被保険者証が「藤色」に更新されます

- 新しい被保険者証は、７月末までにご自宅へ郵送します。
- 有効期限は、2025年７月31日までです（75歳を迎える方はその前日まで）。
- 有効期限が切れた保険証は、各自で破棄してください。

【問】税務住民課　☎0547(56)2222（資格・給付）　0547(56)2223（保険税）

令和6年度の区長を紹介します。

第1回区長連絡会が行われ、33人の区長に委嘱書が交付されました。

区長の皆さまは、本年度の地域の舵取り役として、また行政との橋渡し役として、地区のさまざまな活動を取りまとめていきます。

	区　名	氏名（敬称略）
新	接　岨	後藤（ゴトウ）　知久（トモヒサ）
	大　間	佐藤（サトウ）　淑彦（トシヒコ）
新	奥　泉	芦澤（アシザワ）　寛（ヒロシ）
	沢　間	白瀧（シラタキ）　富士雄（フジオ）
	桑野山	森下（モリシタ）　道也（ミチヤ）
新	平　栗	鈴木（スズキ）　祥司（ショウジ）
新	寺　馬	梶山（カジヤマ）　雅史（マサシ）
	千頭西	山内（ヤマウチ）　誠（マコト）
新	千頭東	大村（オオムラ）　久一（ヒサカズ）
	小長井	山下（ヤマシタ）　喜隆（ヨシタカ）
	上　岸	坂本（サカモト）　政己（マサミ）
新	前　山	今井（イマイ）　久（ヒサシ）
	田　代	橋本（ハシモト）　誠志（セイシ）

	区　名	氏名（敬称略）
新	柳　三	鳥澤（トリサワ）　一弘（カズヒロ）
新	崎　平	中村（ナカムラ）　稔（ミノル）
	青　部	中谷（ナカヤ）　道彦（ミチヒコ）
	坂　京	中野（ナカノ）　邦彦（クニヒコ）
	洗富小幡	中澤（ナカザワ）　恵市郎（ケイイチロウ）
	藤　川	小澤（オザワ）　美智雄（ミチオ）
新	水　川	鳥本（トリモト）　宗幸（ムネユキ）
新	上長尾	森下（モリシタ）　稔男（トシオ）
新	高　郷	浜谷（ハマタニ）　明彦（アキヒコ）
新	八　中	中村（ナカムラ）　宝久（トミヒサ）
新	梅　高	大池（オオイケ）　健義（タケヨシ）
新	下長尾	山本（ヤマモト）　銀男（カネオ）
新	瀬　平	竹腰（タケゴシ）　真治（シンジ）

	区　名	氏名（敬称略）
新	久保尾	西村（ニシムラ）　光史（テルフミ）
新	久野脇	八木（ヤギ）　勝（マサル）
新	地　名	山下（ヤマシタ）　真男（マサオ）
新	下　泉	勝山（カツヤマ）　庄司（ショウジ）
新	壱町河内	植村（ウエムラ）　亨（トオル）
新	田野口	鈴木（スズキ）　豊（ユタカ）
	徳　山	森（モリ）　博士（ヒロシ）

区長会副会長 山内 誠さん

区長会副会長 鳥本 宗幸さん

区長会長 山本 銀男さん

【問】総務課　☎0547(56)2220

川根本町 骨髄等移植ドナー等支援事業のご案内

川根本町では、骨髄等移植のドナーとなった方が骨髄等を提供しやすい環境を進めるため、また、ドナー登録者の確保及び骨髄等の移植の推進を図ることを目的とし、骨髄等の提供を行ったドナーとそのドナーが勤務する事業者に対し助成金を交付します。

助成対象者
①骨髄等の提供を完了した時点で、川根本町に住民登録があるドナー
②①のドナーが勤務する事業所（個人事業主を除く）

助成金の額
①ドナー本人
2万円×骨髄等の提供に要した通院又は入院の日数
（上限7日間）14万円限度
②事業所
1万円×ドナーが骨髄等の提供に要した通院又は入院の日数
（上限7日間）7万円限度

申請期限
骨髄等の提供を完了した日から起算して1年

【問】健康福祉課 ☎0547(56)2224

里親相談会を行います

児童家庭支援センターはるかぜでは、里親についての疑問や質問に答える里親相談会を行います。里親制度にご興味のある方はぜひ、里親相談会にご参加ください。なお、事前に予約いただけるとスムーズに案内できます。
また、里親相談会は年間を通じて行っています。掲載の日程で都合がつかない方は、児童家庭支援センターはるかぜへお気軽にお問い合わせください。

日　時　令和6年7月9日㈫　午後1時30分～3時30分
会　場　川根本町山村開発センター　和室

児童家庭支援センターはるかぜ
令和6年度　里親相談会　開催予定表

焼津市	会　場：焼津公民館 会議室
	開催日：　6月11日　9月10日　12月10日 令和7年3月25日
藤枝市	会　場：藤枝市役所 こども・若者支援課横 面談室
	開催日：　4月23日　7月23日　10月22日 令和7年1月28日
島田市	会　場：島田市役所 会議室
	開催日：　5月28日　8月27日　11月26日 令和7年2月25日
牧之原市	会　場：総合健康福祉センターさざんか
	開催日：　9月24日　令和7年3月11日
吉田町	会　場：吉田町役場　5階会議室
	開催日：　6月25日　10月8日
川根本町	会　場：川根本町山村開発センター　和室
	開催日：　7月9日

◎その他
・どの会場も時間は、午後1時30分から午後3時30分までです。
・どんなささいな相談でもかまいません。お気軽にご相談ください。
・相談は、個別に対応します。ご都合の良い会場へお越しください。
・その他の日程をご希望の場合は、児童家庭支援センターはるかぜへご連絡ください。
・「児童家庭支援センターはるかぜ」は、子どもに関する相談を受け支援をする相談機関です。

【問】健康福祉課 ☎0547(56)2224
児童家庭支援センターはるかぜ ☎054(656)3456

◆6月お買得商品◆ マキタ充電式[保冷温庫] 特価1台限り!
CW001GZ 容量：20L（ペットボトル500ml 約20本収納）
使用バッテリ 40Vmax・18V可 保冷：7段階（−18℃～10℃） 保温：7段階（30℃～60℃）
定価 86,570円 特価 56,300円 ※バッテリーなし（3電源使用可）

農機具の購入・修理・改造など、お気軽にご相談下さい。
地域のお店だからこそ、丁寧に・迅速に対応致します。
前田機材
川根本町上長尾795－1
Tel・Fax 0547-56-0006

令和６年度クリーンエネルギー機器導入事業費補助金について

町では、自宅に「クリーンエネルギー機器」を設置する方を対象とした補助制度を設けています。ぜひご活用ください。

交付対象機器		補助額
太陽光発電システム		１kwあたり２万円 限度額**10万円**
太陽熱温水器		設置費用の1/2以内 限度額**５万円**
ヒートポンプ型給湯器		設置費用の1/2以内 限度額**５万円**
潜熱回収型給湯器（ガス、石油共）		設置費用の1/2以内 限度額**３万円**
ハイブリッド給湯器	ヒートポンプ型 ＋ 潜熱回収型	設置費用の1/2以内 限度額**10万円**
	ヒートポンプ型 ＋ 太陽熱温水器	
住宅用リチウムイオン蓄電池システム		設置費用の1/2以内 限度額**10万円**

◎対象者

①川根本町に住民登録があり、自らが居住する町内の住宅に対象機器を設置する方
②令和３年度から令和５年度の間に本補助金の交付を受けていない方
③クリーンエネルギー機器設置前に町へ補助金交付申請書を提出できる方
④町税を滞納していない方

◎補助対象機器と補助金の額

複数の機器を組み合わせて申請される場合、補助金の上限は20万円です。また、同一世帯につき、同じ種類の機器の申請は１回限りです。

◎申請期間

令和６年４月１日から令和７年３月31日まで（予算額300万円が無くなり次第終了）
※機器設置が令和７年３月31日までに完了するものが対象。
この他に設置される機器ごとに要件があります。詳細や申請様式については町のホームページからダウンロードしていただくか、くらし環境課までお問い合わせください。

【問】くらし環境課　☎0547(56)2236

これからも地元に伝わる民話を語り継いでいきたいと思います。

1. 開催日時　令和６年６月16日（第三日曜日）　１回目 11：00～／２回目 13：30～
2. 開催場所　フォーレなかかわね茶茗舘
3. 語 り 手　奥野恵美子・勝川邦子・森井勝代
（語り手は都合により変更する場合があります）

中川根語り部の会「話楽座」(事務局／薗田はる ☎0547(56)0374)

令和6年度川根本町家庭用ポータブル蓄電池等購入補助金について

町では、再生可能エネルギーの有効利用及び災害発生時の非常用電源の確保を図るため、充電用太陽電池を備えた家庭用ポータブル蓄電池等を購入される方に対し補助制度を設けています。

◎対象機器

蓄電池容量1、000ｗｈ以上の蓄電池、直流交流変換器及び充電用太陽電池で構成された可搬型の完結型電源装置で交流100Ｖ出力端子を備えたもの。

（持ち運びが可能で、一般的な家庭用コンセントと同等の「ＡＣ電源（100Ｖ出力）」、太陽光で充電可能な「太陽電池」、「蓄電池」を備えた機器であること）

※蓄電池と太陽電池が一体でなく別売の場合は**双方を新品で同時に購入した場合のみ補助対象となります。**

※中古品、個人売買により入手したもの、オプション品、交換部品等は補助対象になりません。

◎対象者

(1)町内に住所を有し、かつ、居住している方（法人を除く）

(2)令和5年度に本補助金の交付を受けていない方

(3)ポータブル蓄電池等の購入前に町へ補助金交付申請書を提出できる方

(4)町税を滞納していない方

◎補助対象機器と補助金の額

購入費（税抜き）の1／3以内で上限5万円

◎申請期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日（予算額100万円が無くなり次第終了）

※機器納品が令和7年3月31日までに完了するものが対象。

【問】くらし環境課 ☎0547(56)2236

川根本町訪問看護ステーションからのお知らせ

町直営の訪問看護ステーションから、訪問看護費・介護予防訪問看護費等の改定についてお知らせします。

令和6年度の介護報酬、診療報酬の改定により、6月1日から訪問看護費などの費用の一部が改定されました。

なお、利用者の負担額は、介護・医療保険の適用によって、改定後の額の1割から3割となります。

【訪問看護費／介護予防訪問看護費】

区　分		改定前	改定後		備　考
訪問看護Ⅰ1（所要時間20分未満）	訪問看護費	3,196円	3,206円		
	介護予防訪問看護費	3,083円	3,094円		
訪問看護Ⅰ2（所要時間30分未満）	訪問看護費	4,799円	4,809円		
	介護予防訪問看護費	4,595円	4,605円		
訪問看護Ⅰ3（30分以上60分未満）	訪問看護費	8,382円	8,403円		
	介護予防訪問看護費	8,086円	8,107円		
訪問看護Ⅰ4（60分以上90分未満）	訪問看護費	11,486円	11,517円		
	介護予防訪問看護費	11,098円	11,129円		
初回加算	訪問看護費／介護予防訪問看護費	3,063円	*1（Ⅰ）	3,574円	新設
			（Ⅱ）	3,063円	－
ターミナルケア加算	訪問看護費	20,420円	25,525円		

*1新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合の加算

【診療報酬】

区　分	改定前	改定後		備　考
【月の初日訪問】訪問看護管理療養費	7,440円	7,670円		
24時間対応体制加算	6,400円	6,800円		
緊急訪問看護加算	2,650円	月14日目まで	2,650円	
		月15日目以降	2,000円	新設

【問】高齢者福祉課地域包括ケア推進室 ☎0547(56)2225

総合食料品店
魚勇
お弁当、オードブル、寿司、刺身、BBQ用精肉等 ご注文承ります。

プリペイドカード会員様募集中！

特典① いつでもチャージ 1,000円単位からOK！
特典② いつでもチャージ 金額の3％分をサービス！
特典③ 誕生日の10％割引！

皆さまのご近所に「移動手段がなくて当店にご来店できない」など…お買い物にお困りの方がいらっしゃいましたら、ぜひご一緒にお連れいただければ助かります。
その際、引率者の方へお刺身割引券を進呈させていただきます。

◆魚勇プリペイドカード

山地災害危険地区のお知らせ

近年、大型の台風や豪雨等により、山腹崩壊、崩壊土砂の流出、落石等の山地災害が多発しています。

山地災害のおそれのある箇所がどこにあるのかを知っておくことは、災害に備えるためにとても大切です。身近に危険な箇所があるかどうか、日頃から確認しておきましょう。

「山地災害危険地区」とは？

山地災害危険地区とは、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂の流出などにより、官公署、学校、病院、道路等の公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある地区で、地形、地質特性からみてその崩壊危険度が一定基準以上の地区を調査把握したものです。

山地災害危険地区は、荒廃の形態によって、「山腹崩壊危険地区」、「崩壊土砂流出危険地区」、「地すべり危険地区」の3種類に区分しています。

★山地災害危険地区は、法律に基づく指定ではなく、山地災害危険地区の設定による規制はありません。山腹崩壊、崩壊土砂流出、地すべりによる災害が発生するおそれがある地区を知っていただき警戒避難等の早期対応をすることで、災害の発生を未然に防止するために設定しています。

★山地災害危険地区の内容、位置等、ご不明な点は、左記までお問い合わせください。

【問】川根本町役場　建設課
☎０５４７(５６)２２２７
静岡県志太榛原農林事務所
治山課
☎０５４(６４４)９２４５
静岡県経済産業部　森林保全課
☎０５４(２２１)２６４８

★インターネットでも確認できます。
川根本町公式ホームページ「くらし・手続き」→「消防・防災」→「防災について」→「防災・安全」山地災害危険地区について」
静岡県ＧＩＳ（サイト内の表示切替で、「山地災害危険地区」にチェックを入れると、位置情報を確認できます。）

静岡県GIS　静岡県GIS

山地災害危険地区について

「山腹崩壊危険地区」 山腹崩壊によって公共施設又は人家に直接被害を与えるおそれのある地区です。	
「崩壊土砂流出危険地区」 山腹崩壊や地すべりによって発生した土砂又は火山噴出物が土石流となって流出し、公共施設又は人家に被害を与えるおそれがある地区です。	
「地すべり危険地区」 地すべりが発生している或いは地すべりが発生するおそれがある区域のうち、公共施設に被害を与えるおそれのある地区です。	

自分らしく生きるためのデイサービス
リハビリ特化型デイサービス みずかわ
River Flow
お気軽にお問い合わせください。☎：0547-56-0808　🏠：川根本町水川295
看護師・介護士
アルバイトスタッフ
募集中!!
詳しくはお電話で、
お気軽にご連絡ください^ ^